

○伊達市防災士資格取得補助金交付要綱

令和4年3月31日告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災の担い手となる防災士の養成を促進し、もって災害に強いまちづくりに資するため、防災士の資格を取得する者に対しこれに要する経費について、予算の範囲内において伊達市防災士資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において防災士とは、認定特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）に認証登録された者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 防災士の資格を取得した者。ただし、令和4年3月31日以前に取得した者を除く。
 - (3) 市内の自主防災組織、自治会又は町内会（以下「自主防災組織等」という。）に所属している世帯に属する者で、当該自主防災組織等の代表者の推薦を受けた者
 - (4) 伊達市防災士登録制度実施要綱（令和5年伊達市告示第115号）第4条第2項の規定に基づく防災士登録制度登録者台帳の登録に同意し、同要綱第5条第1項各号に定める活動に協力できる者
 - (5) 防災士の資格を有する旨の情報を市から消防本部、消防団、自主防災組織等に提供することについて同意できる者
 - (6) 市税等について滞納のない者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者を、補助金の交付対象者とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座（以下「研修講座」という。）の受講料
- (2) 防災士機構が実施する防災士資格取得試験（以下「試験」という。）の受験料
- (3) 防災士機構の防災士資格認証登録料
- (4) 別表に掲げる研修講座及び試験開催地で開催される研修講座の受講及び試験の受験につき、同表の対象区間により市が算定する往復の鉄道賃に研修講座の受講及び試験の受験の日数を乗じた額の交通費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、71,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊達市防災士資格取得補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し

- (2) 第4条各号に掲げる経費の支払を証する書類の写し（交通費を除く。）
 - (3) 自主防災組織等認定防災士推薦書（様式第2号）
 - (4) 運転免許証その他の住所及び氏名が確認できる書類の写し
 - (5) 研修講座及び試験開催地が確認できる書類（受講及び受験者に限る。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の交付申請書の提出期限は、防災士の認証登録を受けた日の属する年度の3月31日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、それらの日の前日）までとする。
- 3 第1項の規定による申請は、1人につき1回限りとする。
- （交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、規則第8条の規定に基づき、通知するものとする。
- （実績報告の併合）

第8条 第6条の交付申請は、規則第15条に規定する実績報告と併合するものとする。

（補助金の請求）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、伊達市防災士資格取得補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、補助金を交付するものとする。
- （交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したと認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消したときは、規則第19条第4項の規定に基づき、通知するものとする。
- （補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、規則第20条の規定により期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- （有効期限）
- 2 この要綱の有効期限は、令和7年3月31日までとする。ただし、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（令和5年5月15日告示第109号）

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日告示第164号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の第3条第1項第4号の規定は、この告示の施行の日以後に交付決定を行った者について適用し、同日前に交付決定を行った者については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

研修講座及び試験開催地	対象区間
仙台市内	阿武隈急行保原駅からＪＲ仙台駅間
福島県内	阿武隈急行保原駅から防災士研修講座 受講会場の最寄り駅間

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表面）

年 月 日

伊達市長

住 所
氏 名
電話番号

伊達市防災士資格取得補助金交付申請書兼実績報告書

伊達市防災士資格取得補助金の交付を受けたいので、伊達市防災士資格取得補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、同要綱第 3 条第 4 号から第 6 号までの内容について同意します。

記

1 交付申請額 円

2 伊達市防災士登録制度の登録に関する補足情報

メール アドレス	携帯：
	P C：
事業所・学校等	名称：
	〒 所在地：

3 添付書類

- （1）防災士認証状又は防災士証の写し
- （2）要綱第 4 条各号に掲げる経費の支払を証する書類の写し（交通費を除く。）
- （3）自主防災組織等認定防災士推薦書（様式第 2 号）
- （4）運転免許証その他の住所及び氏名が確認できる書類の写し
- （5）研修講座及び試験開催地が確認できる書類（受講及び受験者に限る。）
- （6）市長が必要と認める書類

同 意 事 項（要綱第 3 条第 4 号から第 6 号までの内容）

- 1 伊達市防災士登録制度実施要綱第 4 条第 2 項の規定に基づく防災士登録制度登録者台帳の登録に同意し、同要綱第 5 条第 1 項各号に定める活動（裏面記載）に協力すること。
- 2 防災士の資格を有する旨の情報を市から消防本部、消防団、自主防災組織に提供すること。
- 3 本補助金に係る交付決定事務及び交付（支払）事務のために、私（申請者）の市税及び市の公課の納付状況について、税務資料その他の公簿等により確認されること。

(裏面)

伊達市防災士登録制度実施要綱第5条第1項各号に定める活動

(登録者の活動内容)

第5条 登録者は、防災に関する知見を活かし、地域における防災の専門家として、平常時又は災害時において、自らの身体生命の安全を確保した上で、可能な範囲で次に定める防災及び減災対策に関する活動を行うものとする。

- (1) 自宅、近所、職場、親戚宅等での防災対策の実践と普及啓発活動
- (2) 自らが所属する自主防災組織における防災知識の普及、防災訓練の指導等、自主防災組織の活動活性化に資する活動
- (3) 地区防災計画策定の支援及び地区防災計画に基づく避難訓練の実施等への協力
- (4) 市が実施する防災訓練等の支援
- (5) 災害時における周囲の人々の安全確認及び必要に応じた救出救助
- (6) 火災発生時における初期消火活動
- (7) 災害時における地域住民の避難支援及び避難誘導活動
- (8) 災害時に市が実施する指定緊急避難場所及び指定避難所の開設並びに運営に対する支援活動
- (9) 被災地の復興支援活動
- (10) その他防災及び減災対策に関する活動

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

伊達市長

自主防災組織等名称

代表者 住 所

氏 名

印

電話番号

自主防災組織等認定防災士推薦書

下記の者が、地域の防災の担い手となる防災士として適任であることを認め、推薦します。

記

1 住 所

2 氏 名

3 生年月日 年 月 日

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

伊達市長

住 所
氏 名

印

伊達市防災士資格取得補助金交付請求書

年 月 日付け伊達市指令 第 号で交付決定の
あった伊達市防災士資格取得補助金について、伊達市防災士資格取得
補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付決定額 円

請 求 額 円

2 振込先

口座名義人	(フリガナ) -----
金融機関名	(フリガナ) -----
本店(所)・支店(所)名	(フリガナ) -----
口座種別	普通・当座
口座番号	